

東広島市監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、東広島市長から平成28年度財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年6月2日

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 小 川 宏 子

財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象法人等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
公益財団法人 東広島市教育文化振興事業団	平成29年3月27日 (東広監委第41号)	平成29年4月27日 (東広教生第5号)

2 監査の実施期間

平成28年11月22日から平成29年3月17日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

監査の結果（指摘要望事項）	措置の内容
1 出資しているものの出納その他の事務の執行状況 (1) 会計処理規程に定める基本財産台帳などの補助簿は総勘定元帳作成の根	基本財産台帳への記載漏れについては追記されたことを確認した。

<p>拠になるもので、定期にその残高等を照合、確認しなければならないところ、基本財産台帳に記載漏れがあった。これらの事務を適正に行っていないことは、決算書類の信憑性に疑念を抱かれかねないため、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>(2) 財産管理運用規程に定める財産管理台帳を備えていなかった。</p> <p>当該規程に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>規程様式に基づいた財産管理台帳の作成を確認した。</p> <p>今後は事務処理を適正に執り行うよう指導した。</p>
--	---